

重要であることにかんがみ、このために行う事業
に対しても同特別会計石油勘定から補助し得るよ

うにすることあります。

に相当する金額を一般会計から同特別会計の石油勘定に繰り入れる規定を設けることになります。

○理事(大谷謙之助君) 次に、補足説明を聴取い
御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上御
賛同くださいますようお願い申し上げます。

たします。橋本資源エネルギー庁長官。
○政府委員(橋本利一君) ただいま大臣が御説明
申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明

明申し上げます。

展のために、石油の安定供給の確保が必要不可欠であります。

このたゞ、政用の石油の供給関係の保護と並んで石油備蓄の増強を石油政策の重要な柱の一つとして、その推進に努めてきたところであります。

現在、わが国におきましては、石油備蓄法に基づく九十日備蓄増強計画を進めており、昭和四年度末までに民間石油企業による九十日備蓄を

達成すべく政府といたしましても備蓄用原油購入資金融資等によりその推進に努めているところであります。たゞ、昭和五十二年度における総支

あります。が、昭和五十一年度末におけるとすれば、わが国の石油消費量の八十日分を保有するに至ります。

他方、西欧諸国におきましては、海外からの石油に依存する割合がわが国に比して低いにもかかわらず、すでにわが国の備蓄水準をはるかに上回り、平均百日分以上の備蓄を有しております。また米国においては石油備蓄五億バレルの目標年次を一九八二年から一九八〇年に繰り上げるなど、各國とも一層の石油備蓄積み増し努力を行つております。

石油をめぐる国際情勢が依然として不安定な状

現行の九十日備蓄増強計画に加えて、さらには一層

の石油備蓄対策の増強を図る必要があります。このため、わが国としての備蓄積み増しの必要性、各國の備蓄対策の可否とともに、日本

各國の保護文策の動向等を踏まえまして石油開発公團に石油の備蓄を行わせることとし、石油開発公團法の所要の改正を行うこととした次

第であります。

蓄対策への補助等を拡充することにより、石油備蓄対策の格段の拡充強化等を図ることとした次第である。

次に、この法律案の要旨を補足して御説明申し上げます。

まず、石油開発公団法の主要な改正内容について
まして御説明申し上げます。

の目的に、新たに石油備蓄の増強の推進を追加するとともに、その業務の範囲に石油備蓄業務を追加することとする。同上日は、セミナー(1)は

同公司は、従来からの石油の探鉱開発に関する業務に加えて、今回の改正により備蓄用の石油を購入するとともに備蓄用の

新規に追加されることになります。

第二に、公団の側は民間企業の拡大強化に伴い、従来から石油開発公団法の附則業務として行ってまいりました民間石油企業に対する備蓄の増

強に必要な石油購入資金の貸付業務及び共同石油備蓄会社の備蓄施設の設置に必要な資金の出資ま

さるに、これらの石油備蓄関連業務を円滑に遂行し得るよう所要の規定を設けることといたしてお

ります。

第九部 商工委員會會議錄第二十三號

昭和五十三年六月十四日
【參議院】

○委員長(楠正俊君) 次に、特定機械情報産業振興臨時措置法案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。河本通産大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) 特定機械情報産業振興の進展する中にあって、我が國経済の発展の原動力たる産業の一として比較的順調な発展を遂げまいりました。

しかし、近年、設備投資や在来型耐久消費財に対する需要の鈍化、資源エネルギー制約の強まり、労働力需給基調の変化、技術導入の困難化等の新たな経済情勢の変化が進展する中にあって、機械工業の実態を見ますと、依然として種々の課題を抱えていることが指摘できます。すなわち、第一に、技術先端的機器分野における技術水準はなお十分ではなく、また、総じて経営力も脆弱な状況にあり、これらの克服が肝要となっていること、

第二に、一部の電子部品等の分野では、近隣発展途上国との追い上げを受けつあり、これに対応して、品質、性能の向上等の合理化努力が一層図られねばならなくなっていることなどであります。

第三に、安全問題、公害問題のみならず、省資源、省エネルギーなどの新たな社会的要請に円滑にこたえていくため、必要な機器の開発等積極的な対応が求められていることなどであります。

さらに、わが国の機械工業においては、ソフトウェア面での技術のおくれが特に大きく、今後、広範な分野で複合化システム化された機器の供給が求められていくことを考慮いたしましたと、ソフト機能の中核的担い手たる産業の育成も急務となっております。

このようないかんがみ、政府は、昨年、産

業構造審議会に対し、今後の機械情報産業政策のあり方等について検討を依頼し、十一月に中間答申を得ております。

本法案は、この中間答申の趣旨に沿って、從来の特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法にかわり、新たに昭和六十年代に向けての経済的社会的要請にこたえる機械情報産業政策の柱となるものとして立案されたものであります。

以下、本法案の要旨につきまして御説明申し上げます。

まず、本法案の目的は、特定機械情報産業について、生産技術の向上、生産の合理化等を促進することにより、その振興を図るべき対象となる特定機械情報産業としましては、試験研究、工業生産の開始等または生産の合理化を特に促進する必要のある電子機器や危害の防止、生活環境の保全、資源の利用の合理化、機械工業の基礎の強化に資するため、試験研究、工業生産の開始等または生産の合理化を特に促進する必要のある機械として政令で指定するものを製造する事業及びソフトウェア業を取り上げることとしております。

これらの事業について、主務大臣は特定機械情報産業相互の関連に留意しつつ、高度化計画を策定することとし、また高度化計画に定める目標の達成のため、必要に応じ次のような振興措置を講ずることができます。この場合において、独占禁止法等に係る共同行為の実施のための指示が行えることであります。この場合において、独占禁止法の精神に照らし、その運用は特に慎重に行うという見地から、それについて必要な手続及び要件を規定しております。

第一は、機械工業を営む者に對し、規格の制限等による共同行為の実施のための指示が行えることとであります。この場合において、独占禁止法の精神に照らし、その運用は特に慎重に行うという見地から、それについて必要な手續及び要件を規定しております。

第二は、機械工業またはソフトウェア業を営む者が高度化計画に定めるところに従つて実施している事業共同化等に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある場合に對し、規格の制限等による共同行為の実施のための指示が行えることとであります。この場合において、独占禁止法の精神に照らし、その運用は特に慎重に行うといふことを規定しております。

あるような大規模な事業の開始等をしようとする者に對して、その時期の変更等の勧告を行なうことができるものとしております。その際にも、勧告を受ける者の意見を聞くこと等一定の慎重な手続を経ることとしております。

第三に、政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保に努めることとしているほか、工業生産の開始等を特に促進すべき機械器具であつて高度な複合化が図られたもののうち、その普及を特に促進する必要のあるものについて、所要の税制措置を講ずるよう努めることとしております。

その他、本法案は、七年間の限時法とすることと本法案の適正な運用を確保するため審議会へ諮問すること等の所要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

○委員長(補正俊君) 次に、補足説明を聽取いたします。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

○政府委員(森山信吾君) 特定機械情報産業振興臨時措置法につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

○委員長(補正俊君) 次に、補足説明を聽取いたします。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

○政府委員(森山信吾君) 特定機械情報産業振興臨時措置法につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

わが国の機械工業は、今日、生産額では製造業全体の約三割、輸出額では全商品輸出の約六割を占める重要な産業となっており、今後とも経済成長や雇用の安定等の中核的担い手となっていくことが大いに期待されている産業分野であります。

しかし、近年の機械工業をめぐる情勢は厳しく変化しつつある中で、機械工業の現状を見ますと、依然として種々の課題を抱えております。すなわち、

第一に、技術導入に当たつての制約が強まる傾向にある中で、特に技術革新のテンポが激しく、かつその技術成果が広範な分野に影響を与える電子機器分野及び先端的重機械類等の分野における技術水準はなお十分とは言えず、技術開発への積極的取り組みが引き続き肝要であります。また機械を製造する事業及びソフトウェア業を取

工業における研究開発活動は、なお歐米に比し低水準であり、企業経営体質の脆弱性も考慮しますが、できるものとしております。その際にも、勧告を受ける者に意見を聞くこと等一定の慎重な手続を経ることとしております。

第三に、政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保に努めることとしているほか、工業生産の開始等を特に促進すべき機械器具であつて高度な複合化が図られたもののうち、その普及を特に促進する必要のあるものについて、所要の税制措置を講ずるよう努めることとしております。

金について、その確保に努めることとしているほか、工業生産の開始等を特に促進すべき機械器具であつて高度な複合化が図られたもののうち、その普及を特に促進する必要のあるものについて、所要の税制措置を講ずるよう努めることとしております。

その他の、本法案は、七年間の限時法とすることと本法案の適正な運用を確保するため審議会へ諮問すること等の所要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

○政府委員(森山信吾君) 特定機械情報産業振興臨時措置法につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

○委員長(補正俊君) 次に、補足説明を聽取いたします。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

○政府委員(森山信吾君) 特定機械情報産業振興臨時措置法につきまして、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

わが国の機械工業は、今日、生産額では製造業全体の約三割、輸出額では全商品輸出の約六割を占める重要な産業となっており、今後とも経済成長や雇用の安定等の中核的担い手となっていくことが大いに期待されている産業分野であります。

しかし、近年の機械工業をめぐる情勢は厳しく変化しつつある中で、機械工業の現状を見ますと、依然として種々の課題を抱えております。すなわち、

第一に、技術導入に当たつての制約が強まる傾向にある中で、特に技術革新のテンポが激しく、

かつその技術成果が広範な分野に影響を与える電子機器分野及び先端的重機械類等の分野における技術水準はなお十分とは言えず、技術開発への積極的取り組みが引き続き肝要であります。また機械を製造する事業及びソフトウェア業を取

り上げております。この場合において、政令で定める機械につきましては、危害の防止、生活環境の保護、資源の利用の合理化及び機械を製造する事業の基盤の強化に資するためのもの等の要件を付しております。

主務大臣は、これらの事業ごとに、他の特定機械情報産業との相互の関連に十分配慮しつつ高度化計画を策定し、公表する一方、次のような具体的な振興措置を講ずることにより、高度化計画に定める諸目標の達成を促進することとしております。

第一に、機械工業を営む者に對し、規格の制限、技術の制限、品種の制限または生産施設の利用に係る共同行為を実施すべきことを指示することができるほか、規格の制限に関しては命令も行えることとしております。なお、これらの措置の発動に当たつては、公正取引委員会に協議するなど、必要な要件及び手続を規定し、その運用に付いたします。

第二に、機械工業及びソフトウェア業において、特定の企業に支配された、いわば硬直的産業組織となることを防止するための措置として、事業者が高度化計画の定めるところに従つて実施していく事業共同化等に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるよう指摘されております。

第三に、政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保に努めることとしていることがあります。具体的に昭和五十三年度においては、日本開発銀行及び中小企業金融公庫から長期低利の設備資金融資が行い得るよう措置されております。さらに、国は工業生産の開始等を特に促進すべき機械器具であつて、電子計算機等との高度な複合化が図られたもののうち、その普及を特

に促進する必要のあるものについて、所要の税制

措置を講ずるよう努めることとしております。

その他、本法案の適正な運用を確保するため、航空機、機械工業審議会に諮問することのほか、報告徴収等に関する規定を定めるとともに、附則において、本法案を七年間の限時法とすること及び機械工業を営む中小企業者が、從来どおり中小企業信用保険法上の近代化保険の適用が受けられるよう同法の一部改正を行うこととしております。

以上、この法律案の提案理由及び要旨につきまして、補足して説明をいたしました。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(補正後君) 以上の二案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(補正後君) 次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求める件を議題といたします。

○委員長(補正後君) 次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求める件を議題といたします。政府から趣旨説明を聽取いたしました。河本通産大臣。

○國務大臣(河本敏夫君) 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求める件につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

織維製品検査所は、全国に十の本所、十九の支所出張所を置き、織維製品について通商産業行政上必要な検査、商品テスト等を行つておりますが、当初輸出検査を主体に発足したため、北海道には事務所を置いておりません。

近年、商品に関する消費者の苦情の増加に伴い、北海道においても種々の商品テストの実施、商品テスト技術情報の提供等の要請が増大しており、消費者保護行政の充実を図る必要がありま

す。

本件は、北海道札幌市に鶴岡織維製品検査所札幌出張所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものであります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同ください。

○委員長(補正後君) 本件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(補正後君) 次に、危険ぼた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案を議題といたします。

○委員長(補正後君) 次に、危険ぼた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案を議題といたしました。小柳勇君。

○小柳勇君 危険ぼた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の石炭鉱業は、敗戦後の経済復興の担い手として、昭和二十一年度より傾斜生産方式が採用され、夜に日を繰り増産政策が押し進められてまいりました。しかし、三十年代後半から進行したエネルギー革命によつて、石炭鉱業は壊滅的な打撃を受け、その後は御承知のとおりなだれ閉山と称せられる状況を呈し、今日に至つております。そして、そのあとに残つたものは、疲弊した産炭地域と無数のボタ山があつたのであります。

ボタ山は、石炭または亜炭の捨て石の集積によってできた人工的な山であります。このため、常に流出崩壊の危険をはらみ、一たん事があれば人命、家屋等の被害は避けられず、また、土地利用の管轄義務は鉱業権上鉱業権者にあります。前でも鉱業権者が無資力となるか、所有者が不明な場合には、危険な状態のまま野放しとなつてお

いるのが実情であります。

現在、防災工事が必要な危険なボタ山につきましては、県または市町村が応急措置を講じておられ、その経費の一部に対してもは國からの補助もなされておりますが、法的にも財政的にも不十分であるため、抜本的な解決策となつております。このため、危険なボタ山について崩壊防止事業または整備事業を緊急かつ計画的に実施する必要があり、本法案を提案した次第であります。

次に法案の要旨について申し上げます。

第一は、主務大臣は、ボタ山の流出崩壊等による被害の発生を防止するために必要があると認めるとときは、鉱業権者等が無資力で、かつ、指定の申し出をした場合、または鉱業権者等の所在が不明な場合に限り、関係都道府県知事の意見を聞いて、当該ぼた山の存する区域をぼた山公共防災区域として指定することができるとしております。

第二は、ボタ山公共防災区域における崩壊防止事業または整備事業は、原則として当該区域の存する都道府県知事または市町村長が行うこととし、それらの事業は昭和五十八年十月三十一日までに施行すべきこととしております。なお、整備事業につきましては、都道府県知事が、土地利用の増進を図るために必要と認める場合に、土地またはボタ山の権利を有するものの同意を得て、崩壊防止事業にかえて施行することができるとしております。

第三は、崩壊防止事業または整備事業を施行すべき都道府県知事または市町村長は、施行計画を作成し、昭和五十三年十月三十一日までに主務大臣に提出して承認を得なければならないこととしております。この場合、都道府県知事が施行計画を作成するときには、関係市町村長の意見を聞かなければならず、また、市町村長が作成した施行計画は都道府県知事を経由して主務大臣に提出するものとしております。

第四は、国は主務大臣の承認を得た施行計画に基づいて崩壊防止事業または整備事業を実施するものとしております。

地方公共団体に対し、それに要する費用の一部を負担または補助するものとしております。

第五は、ボタ山の所有者が、所要の手続きを経て整備事業を行う場合には、国はその施行者に対して必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助等を行ふものとしております。

以上がこの法案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかにご賛同ください。

○委員長(補正後君) 本日は、本案に対する趣旨説明を終り申します。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

六月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、流通法規緩和に関する請願(第六六九七号)
一、消費者側からの流通法規の見直しに関する請願(第六七〇〇号)

一、流通関係法規の規制緩和に関する請願(第六七〇一号)

一、流通法規緩和に関する請願(第六七一九号)

一、消費者側からの流通法規の見直しに関する請願(第六七二〇号)

一、流通関係法規の規制緩和に関する請願(第六七二一號)

一、流通法規緩和に関する請願(第六七六九号)

一、流通法規緩和に関する請願(第六七七九号)

一、流通法規緩和に関する請願(第六七八〇号)

一、流通法規緩和に関する請願(第六七八九号)

一、流通法規緩和に関する請願(第六八四三号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第六八四四号)

一、円高為替差益の実態調査等に関する請願(第六八八九号)

この請願の趣旨は、第五五三五号と同じである。

第七〇〇七号 昭和五十三年六月八日受理

流通関係法規の規制緩和に関する請願

請願者 茨城県土浦市東中貫一ノ三協栄商

紹介議員 藤井 恒男君

事株式会社代表取締役 神林照雄
この請願の趣旨は、第五五三五号と同じである。

第七〇七九号 昭和五十三年六月九日受理

消費者側からの流通法規の見直しに関する請願

(八通)

請願者 愛知県豊橋市牟呂町外神一一八

紹介議員 藤川 一秋君

この請願の趣旨は、第四三九九号と同じである。

第七〇九〇号 昭和五十三年六月九日受理

流通関係法規の規制緩和に関する請願

請願者 茨城県土浦市東中貫町一ノ三茨城

県地区スーパー本部株式会社代表

取締役 神林照雄

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第五五三五号と同じである。

第七一三四号 昭和五十三年六月九日受理

流通関係法規の規制緩和に関する請願(七通)

請願者 大阪市東区淡路町二ノ一四株式会

社ニチイ代表取締役 西端行雄外

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第五五三五号と同じである。

第七一三五号 昭和五十三年六月九日受理

流通関係法規の規制緩和に関する請願(五通)

請願者 東京都中央区東日本橋三ノ七ノ一

四株式会社長崎屋代表取締役 岩田孝八外四名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第五五三五号と同じである。

昭和五十三年七月六日印刷

昭和五十三年七月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C